札幌市

子どもの権利に関する推進計画

概要版

第1章 計画の策定に当たって

札幌市では、平成21年4月に施行した「子どもの最善の利益を実現するための権利条例(子どもの権利条例)」の理念に基づき、子どもが健やかに成長・発達できるよう、子どもの権利の保障に向けた取組を進めています。

条例では、施策を進めるに当たり、子どもの権利に関する総合的な推進計画を策定することと規定しています。この計画は、札幌市の取組や子どもの生活の場での権利保障を具現化するために、子どもの意見表明、さまざまな体験機会の充実など、子どもの権利を保障するという視点から、関連する取組を整理・促進する内容となっています。

【計画期間】平成23年度 から 平成26年度までの4年間

第2章 現状と課題

市民等の意識から見る子どもの現状

<子どもの参加について>

●「子どもが意見を言うこと、参加することについて」

	大人	子ども	
	『参加	『言うこと	「特に言いた
	すべき』	ができる』	いことがない」
地域行事	66.4%	23.0%	40.6%
札幌市政	55.3%	15.8%	44.4%

- ・大人の『参加すべき』と答えた割合と比較し、子どもの『(意見を)言うことができる』と答えた割合が低くなっており、子どもの意見表明・参加が必ずしも十分ではない。
- ・「特に言いたいことがない」が4割と、参加に対する 子ども自身の意識は決して高いものとはいえない。

<いじめや不登校の現状について>

●「今、いじめられていると思うか」(小・中・高の合計)

	思う	思わない	無回答
H19 年度	8.8%	90.1%	1.1%
H20 年度	8.3%	90.8%	0.9%
H21 年度	8.0%	90.7%	1.3%

●「不登校児童生徒数の推移」(札幌市の小中学校)

H19 年度	1,639 人
H20 年度	1,659 人
H21 年度	1,654人

- ・「今、いじめられていると思う」と回答した割合は年々減少しているものの、なお8%の子どもがいじめられていると感じている。
- ・小中学生合わせて、1,600人を超える児童生徒が、不登校の現状にある

<子どもの権利の侵害について>

●「札幌市では子どもの権利が守られているか」

	大人	子ども
『守られている』	48.4%	48.3%
『守られていない』	15.4%	21.3%
わからない	34.6%	29.5%

・『守られている』と回答した割合は、大人と子どもがほぼ同じ割合である半面、『守られていない』は大人が 15.4%、子どもが 21.3%と、子どもの方がより守られていないと感じている結果となっている。



子どもの権利の保障を進める上での課題

上記の現状などから、計画を策定するに当たっての課題を次のとおり整理しました。

課題1

地域等における子どもの意見表明・ 参加の機会の拡充

課題3

子どもの権利の侵害への速やかな対応

課題 2

子どもの居場所の充実

課題 4

子どもの権利についての理解促進

第3章 基本理念及び基本目標

基本理念

「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、

自立性と社会性を育むまちの実現」

(趣旨)

「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」においては、全ての子どもは、生まれたときから権利の主体として、毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができ、そのために、子どもにとって最もよいことは何かを考えながら子どもの権利を大切にしていくことを、大人の責務として明記しています。

子どもは、大人とのよりよい関係の中で安心して過ごし、豊かな学びや体験、社会とのさまざまな関わりを経験する中で、自立性と社会性を身につけ、大人への階段を一段一段登っていきます。

豊かな子ども時代を過ごすことができるよう、大人一人ひとりが子どもの権利の大切さを理解し、子どもの育ちを社会全体で支えていく、子どもにやさしいまちの実現を目指します。

基本目標

基本理念を実現し、意見表明や参加などの経験を通して、子どもが自立した社会性のある大人へと成長するための環境づくり、子どもの権利の侵害からの速やかな救済、子どもの権利についての理解促進を図るため、4つの基本目標を設定し、施策を進めていきます。

【計画の体系】

基本理念

子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現

基本目標1

子どもの意見表明・参加の促進

基本施策

1 子どもが意見表明しやすい雰囲気づくり

2 子どもの参加の機会の充実と支援

| 3 子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援

基本目標 2

子どもを受け止め、育む環境づくり

基本 1 子どもが安心して過ごすための居場所づくり

施策 2 活動を通して人間関係をつくりあえる環境づくり

基本目標3

子どもの権利の侵害からの救済

基本 1 子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実

施策 2 権利侵害を起こさない環境づくり

基本目標4

子どもの権利を大切にする意識の向上

基本 1 子どもの権利に関する広報普及

施策 2 子どもの権利に関する学びの支援

第4章 基本施策

基本目標1 子どもの意見表明・参加の促進

子どもが互いの権利を尊重し合い、豊かな人間性を育んでいくことができるよう、さまざまな場面において、子どもが意見を表明し、参加、体験する機会を充実するとともに、子ども自らが行う主体的な学びを支援していきます。

基本施策1 子どもが意見表明しやすい雰囲気づくり

【広報·啓発】

●子どもサポーター養成講座修了者の活用 「子どもサポーター養成講座」の修了者 を活用することにより、地域における子ど もの参加を推進し、このことを通して、子 どもの意見表明に関する理解を進めていき

●出前講座の活用

出前講座を利用し、 子どもの権利、特に子 どもの意見表明・参加 に関する理解促進に努 めます。



基本施策2 子どもの参加の機会の充実と支援

【施設】

ます。

●「子ども運営委員会」の拡充

円山動物園や青少年科学館等の子どもが利用する施設において、「子ども運営委員会」を設置するなど、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めていきます。

●学校教育における子どもの参加の推進

学校のきまりごとなどに関する話し合いの 場に子どもが参加する取組や、子ども同士が 支え合う取組(ピア・サポートなど)が進む よう、学校に対する支援を行います。

【市政】

●「子ども企画委員会」の設置

子どもが大きく関わる施策や事業の実施に際して、「子ども企画委員会」の設置などにより、企画段階からの子どもの参加を積極的に進めていきます。

【地域】

●まちづくりセンターを活用した地域への働きかけ

子どもが地域の重要な一員として、身近な地域のまちづくりに主体的に関わることができるよう、学校、町内会など地域の団体との連携や、地域の行事等への子どもの参加について、まちづくりセンターの調整機能を生かして地域へ働きかけていきます。

基本施策3 子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援

【学び】

●札幌らしい特色ある学校教育の推進

全ての幼稚園・学校が、札幌らしい特色ある学校教育を推進し、「雪」「環境」「読書」のテーマに沿った取組の機会を通して、自立した市民・社会人の育成を目指します。

●まちづくり体験事業の推進

子どもが体を動かしながら、地域について、 学んだり、考えたり、まちづくりセンターの所 長の業務を体験したりするなどの、まちづくり 体験事業を推進します。

【体験活動】

●企業等と連携した職業体験機会の拡充

子どもが保護者の職場を見学する「子ども 参観日」や職業体験などの取組がなされるよ う、地域・企業に対して働きかけていきます。

●プレーパーク事業の推進

公園等を活用した、地域における子どもの自由な遊び場づくり活動である、プレーパーク事業を推進するなど、地域での多様な体験機会の充実を図ります。

基本目標2 子どもを受け止め、育む環境づくり

子どもがいつでも、周りから受け止められていると実感し、安心して人間関係を築き、日々の生活を過ごすことができる居場所づくりや、さまざまな活動を通して自分自身を確立していくことができる環境づくりを進めます。

基本施策1 子どもが安心して過ごすための居場所づくり

【保護者·家庭】

●「札幌市児童相談体制強化プラン」

に基づく取組の推進

現施設の拡充、専門機能の向上をより進めるとともに、区役所の相談・支援機能をより強化し、関係機関との実効性ある連携体制を構築していきます。さらには、保護が必要な子ども等を社会全体で育てていくための社会的養護体制の整備等を進めていきます。

●ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を、 札幌市独自の基準で認証し、さまざまな支援を 行います。

●家庭的保育事業の実施

札幌市が認定した家庭的保育者の居宅等において、保育を行う家庭的保育事業(保育ママ)を実施し、多様化する保育ニーズに対応します。

●特別な支援を必要とする幼児への

支援体制の充実

特別な教育的支援が必要な幼児への支援体制 を構築するため、幼稚園、保育所、小学校の連絡 会の充実を図ります。

【学校·施設】

●学校におけるいじめ対策

- ・いじめに関する実態調査の実施や、24 時間いじめ電話相談事業などにより、いじめの早期発見、早期対応に努めます。
- ・札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進 協議会を設置し、情報モラル教育の推進に取り 組みます。

●フリースクールなど民間施設との連携等

- ・札幌市が開催する研修会等にフリースクール などの民間施設の職員や保護者にも参加を呼び 掛けるなど、情報交換や連携を進めます。
- ・施設運営に対する支援のあり方などを検討し、 必要となる対策を進めます。

【地域】

●課題を抱える中学卒業後の子どもへの支援

「若者支援総合センター」において、課題を 抱える中学卒業後の子どもへの就労支援など を行うとともに、児童会館を活用した学び直し のサポートを行うなど、社会的自立までを継続 的に支援します。

●青少年健全育成の取組への支援

青少年育成委員会事業等について、関係機 関、団体との情報共有を通し、より一層の連 携強化を図っていきます。

●放課後の居場所づくりの推進

ミニ児童会館の整備を進めるとともに、放課後子ども教室推進事業等により居場所づくりを推進します。また、留守家庭児童対策の充実のため、児童クラブの登録児童及び民間児童育成会の助成対象児童について、4年生までに拡大します。

基本施策2 活動を通して人間関係をつくりあえる環境づくり

【子どもの主体的な活動】

●中高生の居場所の充実

中高生の居場所としての児童会館の現状など を検証し、利用しやすい環境づくりや取組の充 実を図ります。

●プレーパーク事業の推進(再掲)

※「基本目標1-基本施策3」の再掲

●ボランティア体験事業の推進

地域福祉及びボランティア活動への理解を深め、継続的な参加を促すための支援を行います。

基本目標3 子どもの権利の侵害からの救済

権利侵害に対し迅速かつ適切に救済を図るための救済体制の整備・充実はもちろんのこと、権利侵害についての正しい理解を進め、これを起こさない環境の実現を図ります。

基本施策1 子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実

【相談‧救済】

●子どもアシストセンターの運営

子どもアシストセンターが、子どもにとって、より身近で安心して相談できる機関として認知がなされるよう、引き続き広報活動に取り組みます。また、子どもが相談しやすい体制の維持や関係機関との円滑な連携協力を図ります。

●学校におけるいじめ対策 (再掲)

※「基本目標 2-基本施策 1」の再掲

【児童虐待】

●「(仮称) オレンジリボン協力員制度」の創設 従来の児童虐待予防地域協力員制度を発展させた「(仮称) オレンジリボン協力員制度」を創設し、幅広く個人や地域団体に参加してもらい、 児童虐待の早期発見・早期対応に万全を期していきます。

●学校における児童虐待の早期発見・

早期対応

- ・児童虐待対応の手引きを全ての教員に配布するとともに、これに基づく教員を対象とした研修会を実施するなど、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。
- ・不登校児童生徒の中で、子どもの安否が確認 できないなど学校が対応に苦慮している事案 について、専門家や関係機関の連携による学校 支援相談窓口を開設し、問題解決に努めます。

●「札幌市児童相談体制強化プラン」 に基づく取組の推進(再掲)

※「基本目標 2-基本施策 1」の再掲



基本施策2 権利侵害を起こさない環境づくり

【意識の啓発】

●人権教育の推進

民族教育や男女平等教育などを充実し、子どもに対する人権教育を推進します。

●お互いの違いを認め尊重する意識を 醸成する機会の充実

外国籍の子どもや障がいのある子どもなど、さまざまな立場の子どもに対する理解を深め、違いを認め尊重し合う意識を醸成する機会を充実します。

【保護者への支援】

●保護者に対する育児支援

- ・保健師などが家庭を訪問し育児相談や保健指導を行う「母子保健訪問指導事業」を実施します。
- ・市内の医療機関において「育児支援が必要」と 判断された親子に対し、家庭訪問等による育児支援を行う「育児支援家庭訪問事業」を実施します。

●育児不安保護者への支援

虐待的な関わりを含む不適切な養育を行っている保護者に対して、虐待の予防を図る子育てプログラムを提供するなど、育児不安保護者への支援を行います。

基本目標4 子どもの権利を大切にする意識の向上

市民一人ひとりが子どもの権利に関心を持ち、行動ができるよう、さまざまな機会を通して理解を進めます。

基本施策1 子どもの権利に関する広報普及

【広報·普及活動】

●メディアを活用した広報啓発

子どもの権利に関するパンフレットやニュースレターのほか、幼児や小学校低学年に対する成長・発達段階に応じた啓発資料の作成、テレビなどのメディアの活用など、効果的な広報啓発活動に取り組みます。

●さっぽろ子どもの権利の日事業の実施

「子ども企画委員会」の設置など、事業の企画 段階から子どもの参加を進めるほか、他部局等と の連携をより一層進めていきます。

基本施策2 子どもの権利に関する学びの支援

【学びの支援】

●出前授業の実施

小・中学校において、子どもの参加などに関する出前授業を実施し、子どもの権利に対する 理解を深めます。

●保育所職員への研修の実施

保育所職員の資質の向上を図り、子育て支援を効果的に進めるための知識や技術の習得を目的として、研修を実施するなどの支援を行っていきます。

【学校教育】

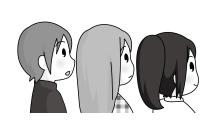
●子どもの権利に関する教職員研修の充実

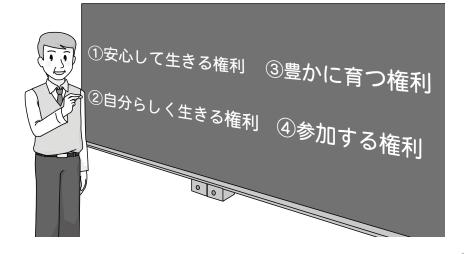
子どもの権利に関する指導のあり方等について研究し、その成果を公開授業や各種研修会、教育課程編成の手引きなどを通じて情報提供を行うなど、子どもの権利に関する教職員研修をより一層充実させます。

●学校教育における子どもの参加の推進(再掲) ※「基本目標 1-基本施策 2」の再掲

●子どもの権利に関する学習資料の作成

子どもが自分自身の権利だけでなく他者の権利を尊重することについて学んだり、自らの手で問題を解決することの大切さについて気付くことができるよう、子どもの権利に関する学習資料映像を作成し、各学校に配布します。





第5章 計画の推進と評価

計画の推進体制

● 全市的な推進体制

計画の推進に当たっては、全ての市民が子どもの権利の重要性を認識し、子どもの権利の保障を推進していくことが大切です。したがって、市民やNPO、地域団体などの各種関係団体と連携を深めながら、施策を推進していきます。

● 全庁的な推進体制

この計画では、子ども未来局や教育委員会をはじめ、各局・区にわたる施策を対象としています。市の関係部局がより一層連携を深めるとともに、市役所が一丸となって子どもの権利に関する施策を推進します。また、子どもの権利の推進に関する庁内の連絡調整や方針の決定を行う「札幌市子どもの権利総合推進本部」において進捗管理を行います。

計画の評価・検証

本計画の実施状況については、附属機関である「札幌市子どもの権利委員会」及び庁内の会議である「札幌市子どもの権利総合推進本部」に報告し、評価・検証を行っていきます。

評価・検証に当たっては、PDCAサイクル (Plan:計画、Do:実施、Check:評価、Action:改善検討) の実効性を高めるため、個別の取組や事業の進捗状況に加え、あらかじめ成果指標を設定し点検、評価を行うことで、施策の改善につなげていきます。

【成果指標】現状値 H21 年度 → 目標値 H26 年度

①自分のことが好きだと思う 子どもの割合

53. 2% → 70%

②子どもが、自然、社会、文化 などの体験をしやすい環境 であると思う人の割合

子ども: 42.4% → 60% 大 人: 55.4% → 60% ③子どもの権利が守られて いると思う人の割合

子ども: 48.3% → 60% 大 人: 48.4% → 60%

札幌市子どもの権利に関する推進計画<概要版>

平成23年3月

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電話: O11-211-2942 FAX: O11-211-2943

E メール: kodomo.kenri@city.sapporo.jp ホームページ (子どもの権利のページ):

http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri

